

広報活動支援業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、これから 10 年間のまちづくりの指針となる、第五次宇部市総合計画が令和 4 年 4 月にスタートした。本計画では、様々なまちづくりの取り組みを市民とともに「共創」によって進めることとしている。

多様な主体が、目標設定の段階から連携し、地域の課題を共有するとともに、様々な意見を出し合いながらその対策を考え、課題解決に取り組むためには、行政情報をより一層市民等に届ける必要があることから、高い専門性と豊富な実践経験を有する民間事業者からの支援を受けて、市全体の広報力を向上させ、全庁で効果的で伝わる広報活動を展開する。

2 業務概要

(1) 業務名

広報活動支援業務

(2) 業務内容

別添「広報活動支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者の提案内容に応じて、仕様書を変更することがある。

(3) 委託期間

契約締結日～令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料上限額

2, 200, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の最大規模を提示するものです。

※当該委託上限額は、本業務委託に係る必要経費のすべてを含みます。

(5) 履行場所

宇部市

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

(1) 過去 5 年以内に、本業務と同種または類似の業務を受託した実績がある者。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しない者であること。

(3) 本市の競争入札への指名停止措置を受けていない者。

(4) 参加申込書提出時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 公募に関するスケジュール

項目	期限等
プロポーザル公募開始	令和4年5月20日（金）
質問受付期限	令和4年5月27日（金） 12時
質問の回答の公表	令和4年6月 1日（水）
参加申込書の提出期限	令和4年6月 3日（金） 12時
参加資格審査結果通知	令和4年6月 6日（月） 予定
企画提案書の提出期限	令和4年6月20日（月） 15時
審査（プレゼンテーション）の実施	令和4年6月22日（水） 午後予定
受託候補者の決定及び公表	令和4年6月24日（金） 予定
契約締結	令和4年7月 1日（金） 予定

5 質問に関する事項

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、様式第6号「質問書」に質問事項を記載し、令和4年5月27日（金）12時までに、問合せ先に電子メールで提出すること。電子メールで送信後、電話（0836-34-8123）で届いていることを確認してください。

質問に対する回答は、令和4年6月1日（水）に市ウェブサイトに掲載します。

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_shigoto/boshu_nyuusatsu/1016153.html

※質問がない場合又は質問の内容が軽微である場合は掲載しません。

6 参加申込書等の提出

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルにする場合 参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類 各1部

番号	名称	留意事項
①	参加申込書 (様式第1号)	参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること
②	業務実績書 (様式第2号)	過去の実績について記載すること。

③	会社概要書 (様式第3号)	会社の概要、パンフレット及び組織図等があれば添付すること。
---	------------------	-------------------------------

※参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること。

(2) 提出期限

令和4年6月3日(金) 12時まで

(3) 提出方法

提出書類を「17 問合せ・書類提出先」に持参、郵送(必着)、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出すること。

※持参の場合は、平日9時から12時、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留を利用し期限までに到達するよう送付すること。郵送事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立てはできません。

※ファクシミリ、電子メールの場合は、電話(0836-34-8123)で届いていることを確認すること。

7 参加資格審査結果通知

応募者多数の場合は、評価基準の評価項目「6の② 業務実績書」を中心とした書類審査により、5者程度を選定したうえで、審査(プレゼンテーション)への参加可否を令和4年6月6日(月)(予定)に通知する。

8 企画提案書等の提出

7の参加資格審査結果通知により参加資格を有した者は、次の企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

書類は、番号順となるように並べ、1部ごとまとめて提出すること。

※①も含めて提出すること。

※A4判で作成すること。

①	企画提案書 (様式第4号)	仕様書、企画提案作品作成要領を確認の上、提出すること。 ※1枚目に様式第4号を添付すること。
②	業務工程表 (任意様式)	A4判用紙1枚に業務の工程、スケジュールを記載すること
③	業務実施体制表 (様式第5号)	本業務を担当する統括責任者、担当者について、担当する業務内容等を記載すること。 ※第三者が企画協力者として参加する場合は、役割、業務内容がわかるように記載すること。
④	宇部市入札参加資格(物品・業務委託等)の登	宇部市入札参加資格(物品・業務委託等)の登録の際に必要な書類を提出すること。

	録がない者	
⑤	見積書 (任意様式)	積算内容がわかるよう内訳を記載すること。 (1号あたりの制作費、取材費用等、各年度の合計) 見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、見積上限額以内の金額とすること。

(2) 提出部数 正本1部 副本7部(複製可)

ただし、見積書は正本1部とする。

(3) 提出期限

令和4年6月20日(月)15時まで

(4) 提出方法

提出書類を「17 問合せ・書類提出先」に持参もしくは郵送(必着)にて提出すること。

※持参の場合は、平日9時から12時、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留を利用し期限までに到達するよう送付すること。郵送事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立てはできません。

9 候補者の選定方法

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査

①候補者の選定は、候補者選定委員会において、提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき評価採点を行い、その合計点数が最も高いものを選定し、候補者として特定する。

②各委員の点数の合計点が最も高い提案者が複数あった場合は、10の評価基準のうち「企画提案」の点数を比較し決定する。それでも差がつかない場合は、10の評価基準のうち「実施体制」、次いで「費用」を比較し決定する。

③審査は、非公開とする。

④審査結果に対する異議等は受理しない。

⑤総合評価点が1位であっても仕様書案に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しないことがある。

⑥応募者が1者であっても審査し、適否を判断する。

10 評価基準

評価項目	評価事項	配点
(1)業務実績	・本業務を円滑に行うだけの経験と実績を有しているか。	(20)
(2)業務実施体制	・本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及びスタッフが適切に配置されているか。 ・市と適切に協議を行い、円滑なコミュニケーションをとれる体制か。	(20)

(3)業務提案内容	業務の創意工夫、独自性等、業務遂行の計画性 ・本業務の趣旨を理解した提案であるか。 ・業務を遂行できる適切なスケジュールは設定されているか。 ・適切な助言をするに足る情報を持ち、提供できる体制か	(50)
(4)経費	提案内容との整合性が取れており、コストは妥当であるか。	(10)
合計		100

1 1 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施予定日 令和4年6月22日(水) 午後予定

(2) 実施場所 宇部市役所本庁舎

時間及び会場等詳細については参加者に別途通知する。

実施順は、企画提案書の受付順とする。

(3) 実施方法

①提出した資料を用いてプレゼンテーションを行う(15分以内)

②質疑応答(10分程度)

③参加は1者3人までとする。

④web会議サービスを使用した参加も認める。

1 2 選定委員会の構成

本業務審査委員会の委員は、宇部市職員5名で構成する。

なお、上記の審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該審査員が指名する者を審査員とすることができる。

1 3 留意事項

(1) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。

(3) 参加申込書及び企画提案書は、審査等本業務に係る事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。

(4) 参加申込書及び企画提案書に記載した企画提案責任者及び予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了承を得なければならない。

(5) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載があった場合は、提出のあった参加申込書及び企画提案書を無効とする。

1 4 契約

市は契約締結に向けて、候補者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、契約締結日に業務委託契約の締結を行う。候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

受託候補者（最優秀提案者を優先とする。）と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

1 5 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 契約者以外の企画提案書等の内容については、提案者の承諾なしには利用することはしない。
- (3) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載があった場合は、提出のあった参加申込書及び企画提案書を無効とする。

1 6 その他

- (1) 企画提案書等の提出後に辞退するときは、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当したときは、参加者は失格になることがあります。
 - ① 提出書類に不足があったとき又は指示した事項に違反したとき。
 - ② 当該選定に関し、不正な事実が認められたとき。

1 7 問合せ・書類提出先

755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市総合政策部広報広聴課

担当：河野・林

TEL 0836-34-8123

FAX 0836-22-6063

E-mail : kocho@city.ube.yamaguchi.jp